

# 高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(平成24年12月26日規則第102号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年条例第94号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書(様式第1号)に様式第2号から様式第6号までに定める説明書、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付図書の一部又は全部を省略することができる。

(独立行政法人)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構

(通知行為)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)

- による一般自動車道を除く。)とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)
- 又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
- (6) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理又は同法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

- (11) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (12) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (14) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (15) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (17) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為
- (18) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (20) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設若しくは同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

- (23) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (25) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (28) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物（圧縮天然ガスに係るものは除く。）の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (29) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法

第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区、香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により指定された香川県指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された香川県指定有形民俗文化財若しくは同条例第31条第1項の規定により指定された香川県指定史跡、香川県指定名勝若しくは香川県指定天然記念物又は高松市文化財保護条例（昭和41年高松市条例第13号）第8条の規定により指定された高松市指定有形文化財、高松市指定民俗文化財若しくは高松市指定記念物の保存に係る行為

(32) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(33) 自然公園法（昭和32年法律第161号）又は香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）による公園事業の執行に係る行為

(34) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

（標識の設置）

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う期間中当該行為地内の見やすい場所に風致地区内行為許可標識（様式第7号）を設置しなければならない。

（行為の中止等の届出）

第6条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止し、廃止し、又は完了したときは、速やかに、風致地区内行為中止・廃止・完了届（様式第8号）に現況写真（カラー写真に限る。以下同じ。）を添えて市長に提出しなければならない。

（協議又は通知の手続）

第7条 第2条の規定は、条例第2条第2項の協議又は同条第3項の通知に準用する。

（地位の承継の届出等）

第8条 条例第5条第1項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、速

やかに、風致地区内行為許可承継届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第2項の規定により許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、風致地区内行為許可承継承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第9条 条例第7条第2項の身分を示す証明書は、様式第11号によるものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月22日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月16日規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

行為の種別	添 付 図 書		
	図書の種類	縮尺	図書に明示しなければならない事項
建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転	付近見取図	随意	方位、行為地及び道路、建物その他の目標となる地物
	配置図	500分の1以上	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物等及び木竹の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	200分の1以上	方位及び縮尺
	2面以上の立面図	200分の1以上	方向、縮尺並びに主要部分の材料の種別、仕上方法及び色彩
	断面図	200分の1以上	縮尺、敷地の現況地盤及び設計地盤、敷地の境界、敷地内における建築物等及び木竹の位置及び高さ並びに申請に係る建築物等と他の建築物等との別

	植栽計画図	200分の1以上	方位、縮尺並びに植栽する樹木及び既存の樹木の位置及び名称
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線
建築物等の色彩の変更	付近見取図	随意	方位、行為地及び道路、建物その他の目標となる地物
	配置図	200分の1以上	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物等及び木竹の位置、色彩の変更箇所並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	立面図	200分の1以上	方向、縮尺、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩並びに色彩の変更箇所
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓、土石の類の採取、屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積	付近見取図	随意	方位、行為地及び道路、建物その他の目標となる地物
	平面図	200分の1以上	方位、縮尺、等高線又は等深線、行為地の境界線、切土、盛土又は堆積をする土地の部分及び擁壁、排水施設その他の附帯工作物
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況地表面、設計地表面、法面保護又は堆積の方法及び擁壁、排水施設その他の附帯工作物
	植栽計画図	200分の1以上	方位、縮尺並びに植栽する樹木及び既存の樹木の位置及び名称
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線
木竹の伐採	付近見取図	随意	方位、行為地及び道路、建物その他の目標となる地物
	平面図	500分の1以上	方位、縮尺、等高線、行為地及びその周辺の土地利用の現況、伐採区域並びに伐採樹木の位置及び名称
	植栽計画図	200分の1以上	方位、縮尺並びに植栽する樹木及び既存の樹木の位置及び名称
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺並びに行為部分の境界線

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所  
（所在地）  
氏名 印  
（名称及び代表者の氏名）  
電話番号

風致地区内行為許可申請書

高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により風致地区内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行 為 地	
行 為 地 の 地 目	
行 為 の 種 別	1 建築物等の新築、増築、改築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石等の堆積
行 為 の 目 的	
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 「行為の種別」の欄は、該当する番号に○印を付けてください。



様式第2号（第2条関係）

建築物説明書

1 地上に設けるもの	行為の種別	1 新築      2 増築      3 改築      4 移転			
		1 常設 2 仮設（      年 月 日～      年 月 日）			
	敷地の状況				
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	建築面積	申請部分	申請以外の部分	合計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建ぺい率	%			
	延べ床面積	申請部分	申請以外の部分	合計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	最高の棟高	申請部分		申請以外の部分	
		m		m	
	壁面最近線	道路に接する部分		その他の部分	
		申請部分	申請以外の部分	申請部分	申請以外の部分
		m	m	m	m
	構造	申請部分		申請以外の部分	
1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 その他（      ）		1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 その他（      ）			
色彩	屋 根		外 壁		
	申請部分	申請以外の部分	申請部分	申請以外の部分	
2 地下に設けるもの	行為の種別	1 新築      2 増築      3 改築      4 移転			
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	地下占用面積	申請部分	申請以外の部分	合計	
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延べ床面積	申請部分	申請以外の部分	合計	
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
設計者の住所及び氏名	（電話番号      ）				
施工者の住所及び氏名	（電話番号      ）				

備考

- 1 該当番号に○印を付けてください。
- 2 「構造」の欄中「その他」に該当するときは、（      ）内に事項を具体的に記入してください。

様式第3号（第2条関係）

工 作 物 説 明 書

行為の種類別	1 地上工作物		2 地下工作物	
	1 新築	2 増築	3 改築	4 移転
	1 常設			
	2 仮設（ 年 月 日～ 年 月 日）			
工作物の種類				
工作物の用途				
水平投影面積	申請部分	申請以外の部分		合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
高さ	申請部分		申請以外の部分	
	m		m	
色彩	申請部分		申請以外の部分	
構造	申請部分		申請以外の部分	
	1 木造	1 木造		1 木造
	2 鉄骨造	2 鉄骨造		2 鉄骨造
	3 石造	3 石造		3 石造
	4 ブロック造	4 ブロック造		4 ブロック造
	5 鉄筋コンクリート造	5 鉄筋コンクリート造		5 鉄筋コンクリート造
	6 その他（ ）	6 その他（ ）		6 その他（ ）
設計者の住所及び氏名	（電話番号）			
施工者の住所及び氏名	（電話番号）			

備考

- 1 該当番号に○印を付けてください。
- 2 「構造」の欄中「その他」に該当するときは、（ ）内に事項を具体的に記入してください。

様式第4号（第2条関係）

建築物等の色彩の変更説明書

建築物等の種類	
色彩の変更箇所	
色彩の変更部分の面積	m <sup>2</sup>
現在の色彩	
変更後の色彩	
設計者の住所 及び氏名	(電話番号 )
施工者の住所 及び氏名	(電話番号 )

様式第5号（第2条関係）

（表）

宅地の造成等  
 水面の埋立て又は干拓 説明書  
 土石の類の採取  
 屋外における土石等の堆積

1 宅地の造成等	行為地の現況				
	隣接地の現況				
	土地の形質 変更面積	m <sup>2</sup>			
	移動土量	切 土	盛 土	客 土	その他（ ）
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	生ずる法面の 最高の高さ	m			
	緑地面積	m <sup>2</sup>			
	緑地率	%			
	跡地の処理方法				
木竹の伐採	1 有		2 無		
2 水面の埋立て又は干拓	水面面積	m <sup>2</sup>			
	埋立て又は干拓 面積	m <sup>2</sup>			
	隣接地の現況				
	工事方法				
	跡地の処理方法				
3 土石の類の採取	行為地の現況				
	隣接地の現況				
	採取面積	m <sup>2</sup>			
	採取土石類の種類				
	採取量	m <sup>3</sup>			
	採取方法	1 横坑堀	2 たて坑堀		
		3 斜坑堀	4 その他（ ）		
	跡地の処理方法				
木竹の伐採	1 有		2 無		

(裏)

4 屋外 における 土石等 の堆積	行為地の現況	
	隣接地の現況	
	堆積面積	m <sup>2</sup>
	堆積物の種類	1 土石      2 廃棄物      3 再生資源 ( )
	堆積量	m <sup>3</sup>
	堆積物の最高 の高さ	m
	跡地の処理方法	
	木竹の伐採	1 有                      2 無
設計者の住所 及び氏名	(電話番号 )	
施工者の住所 及び氏名	(電話番号 )	

備考

- 1 該当する番号に○印を付けてください。
- 2 「行為地の現況」及び「隣接地の現況」の欄は、建物の敷地の内外の別、林地、伐採跡地、草地等の別、木竹、建物その他の工作物の有無等を記入してください。
- 3 「移動土量」の欄の「その他」に該当するときは、( )にその内容を具体的に記入してください。
- 4 「緑地率」とは、緑地面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 5 「緑地率」の欄は、算出結果を記入し、植栽計画図等にその算出根拠を記入してください。
- 6 「跡地の処理方法」の欄は、埋め戻し、植栽等のほか、法面についても、芝付きコンクリートブロック擁壁、放置等具体的に記入してください。
- 7 「採取方法」の欄の「その他」に該当するときは、( )にその内容を具体的に記入してください。

様式第6号（第2条関係）

木竹の伐採説明書

1 森林地内の伐採	林相	1 針葉樹林 3 針広混交樹林	2 広葉樹林 4 竹林		
	林齢				
	疎密度	%			
	隣接地の現況				
	伐採面積	m <sup>2</sup>			
	伐採量	m <sup>3</sup>			
	伐採方法	1 皆伐      2 択伐（択伐率 %）			
	伐採木竹	樹種名	平均樹齢	平均樹高	
				m	
跡地の処理方法					
2 森林地外の伐採	1 集をす竹場 団な木の合	隣接地の現況			
		伐採面積	m <sup>2</sup>		
		伐採量	m <sup>3</sup>		
		伐採方法	1 皆伐      2 択伐（択伐率 %）		
		伐採木竹	樹種名	平均樹齢	平均樹高
					m
	跡地の処理方法				
	2 独立した竹場 木の合	隣接地の現況			
		樹種名			
		樹齢			
		樹高	m		
		胸高直径	m		
跡地の処理方法					
設計者の住所及び氏名	（電話番号）				
施工者の住所及び氏名	（電話番号）				

備考

- 1 該当番号に○印をつけてください。
- 2 「疎密度」の欄は、樹冠投影面積の百分率で表して下さい。
- 3 「隣接地の現況」の欄は、土地の状況、木竹、建築物その他の工作物の有無及びその種類等を記入してください。
- 4 「択伐率」は伐採区域における総材量に対する択伐量をいいます。
- 5 「跡地の処理方法」の欄は、植栽、放置等を記入してください。

様式第7号（第5条関係）

風致地区内行為許可標識	
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の 住所及び氏名	
行為の種別	
行為地	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで

←————— 50センチメートル以上 —————→

↑  
 30  
 センチ  
 メートル  
 以上  
 ↓

備考

- 1 許可標識の大きさは、縦30センチメートル以上、横50センチメートル以上とします。
- 2 「許可を受けた者の住所及び氏名」の欄は、法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「行為の種別」の欄は、高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項各号に掲げる行為の種別を基準として、その内容を具体的に記載してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所  
 （所在地）  
 氏名 ⑩  
 （名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

中止  
 風致地区内行為廃止届  
 完了

中止  
 風致地区内における行為を廃止したので、高松市風致地区内における建築  
 完了  
 等の規制に関する条例施行規則第6条の規定により次のとおり届けます。

許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	年 月 日 第 号
行 為 地	
行 為 の 種 別	1 建築物等の新築、増築、改築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石等の堆積
中 止 年 月 日 廃 止 完 了	年 月 日
行為を中止又は廃止したときは、その理由	

備考

- 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 「行為の種別」の欄は、該当する番号に○印を付けてください。



年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所  
 （所在地）  
 氏名 ㊟  
 （名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

風致地区内行為許可承継届

高松市風致地区内における建築物等の規制に関する条例第5条第1項の規定により、風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したので、次のとおり届けます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名	
行 為 地	
行 為 の 種 別	1 建築物等の新築、増築、改築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石等の堆積
承 継 の 原 因	
承 継 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 「許可を受けた者の住所及び氏名」の欄は、法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「行為の種別」の欄は、該当する番号に○印を付けてください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所  
 （所在地）  
 氏名 印  
 （名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

風致地区内行為許可承継承認申請書

高松市風致地区内における建築物等の規制に関する条例第5条第2項の規定により風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名	
行 為 地	
行 為 の 種 別	1 建築物等の新築、増築、改築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等 4 水面の埋立て又は干拓 5 土石の類の採取 6 木竹の伐採 7 屋外における土石等の堆積
承 継 申 請 の 理 由 と な る 事 実	
上 記 事 実 の 発 生 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 申請者が個人の場合は、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 「許可を受けた者の住所及び氏名」の欄は、法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「行為の種別」の欄は、該当する番号に○印を付けてください。

（表）

		第 号
身 分 証 明 書		
所 属		
職 氏 名		
生年月日	年 月 日生	
<p>上記の者は、高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第1項の規定により、風致地区内の土地又は建物内に立ち入ることができる者であることを証明する。</p>		
年 月 日	高松市長	印

（裏）

<p>高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）</p> <p>第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
---